

2 文科施第 171 号
令和 2 年 8 月 11 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を
所 管 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省大臣官房長
増 子 宏

(印影印刷)

令和 2 年 7 月 豪 雨 に お け る 被 災 地 域 の 復 旧 ・ 復 興 に 向 け た
文 部 科 学 省 関 係 の 支 援 施 策 に つ い て (通 知)

新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和 2 年 7 月 豪 雨 は、九州地方をはじめとした全国の広範な地域において、河川の氾濫等による大規模な浸水被害をはじめ、道路や鉄道、水道等のライフライン、農業や観光産業等地域の産業に甚大な被害をもたらしました。これまで文部科学省では、「令和 2 年 7 月 豪 雨 に お け る 被 災 地 域 の 児 童 生 徒 等 の 就 学 機 会 の 確 保 等 に つ い て」(令和 2 年 7 月 7 日 付 け 2 文 科 施 第 133 号)を通知し、様々な取組をお願いするとともに、支援してきたところです。

緊急に対応すべき施策については、政府の令和 2 年 7 月 豪 雨 被 災 者 生 活 ・ 生 業 再 建 支 援 チームにおいて、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、「被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ」が 7 月 30 日に取りまとめられました。(参考)

文部科学省としては、被災地域の復旧・復興に向けた支援として

①被災地における通学支援、学習・就学支援、心のケア等

②国公立学校・社会教育施設、文化財等の災害復旧事業の支援

に取り組むこととしています。具体的な支援施策は別添のとおりです。御不明な点等あれば、別添の各支援施策の担当課までお問い合わせください。

このことについて、都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校(専修学校、各種学校を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共

団体の長においては、所轄の学校及び学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学長におかれては、その管下の学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、必要に応じて周知していただくようお願いします。

(参考) 被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ
http://www.bousai.go.jp/pdf/r20oame_saiken_pack.pdf

(本件連絡先) 大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付 企画係
電話 03-5253-4111（内線 2319）